

令和5年度
第 1 回

東大和市都市計画審議会会議録

令和5年5月26日

東 大 和 市

令和 5 年度
第 1 回

東大和市都市計画審議会会議録

日時：令和 5 年 5 月 26 日（金）

午後 2 時 00 分～午後 2 時 50 分

場所：中央公民館 ホール

○委員の出席・欠席

出・欠	議席	氏名	出・欠	議席	氏名
出	1 番	武石岩男 委員	出	7 番	中間建二 委員
欠	2 番	高橋 章 委員	出	8 番	三浦和広 委員
出	3 番	乙幡重男 委員	出	9 番	田中富也 委員
出	4 番	松本暢子 委員	出	10 番	居原 豊 委員
出	5 番	森田博之 委員	出	11 番	大越 武 委員
出	6 番	蜂須賀千雅 委員	出	12 番	目黒万弘 委員

○市側出席者

職名	氏名	職名	氏名
市長	和地 仁美	公共下水道雨水整備担当係長	高山 嘉人
まちづくり部長	金子 秀之	都市計画係長	太田 勝啓
都市づくり課長	稲毛 秀憲	地域整備係長	久保田健士
まちづくり推進担当課長	梅山 直人	都市計画係主任	伊古田貴司
下水道課長	畠山 輝	都市計画係主任	山崎 亮介
まちづくり推進担当係長	下田 成穂	都市計画係主事	関根 裕美

1. 議題

- 第 1 議席の指定について
- 第 2 会議録署名委員の指名について
- 第 3 職務代理者の指名について
- 第 4 立川都市計画用途地域等の変更（原案）について（報告）
- 第 5 東大和市公共下水道の変更に関する都市計画手続きについて（報告）

2. 公開・非公開の別

公開

3. 傍聴者

1 人

○（会長） ただいまから、令和５年度第１回東大和市都市計画審議会を開会いたします。

初めに、和地市長からご挨拶をいただきたいと思います。和地市長、よろしく願いいたします。

○（和地市長） 皆様、こんにちは。改めまして、市長の和地仁美でございます。

皆様におかれましては、日頃から当市のまちづくりに多大なるご協力とご理解を賜りますこと、誠にありがとうございます。

また、先ほど委嘱状を交付させていただきました皆様におかれましては、快く委員をお引き受けいただきましたこと、重ねてお礼申し上げます。

さて、本日は立川都市計画用途地域等の変更（原案）及び東大和市公共下水道の変更に関する都市計画手続についてご報告させていただきます。

市といたしましては、東大和市の魅力を最大限に生かし、誰もが未来に希望が持て、住み続けたいと思っていただけるようなまちづくりを進めてまいりたいと思っております。

委員の皆様におかれましては、当市のまちづくりにお力添えを賜りますよう改めてお願い申し上げます。

結びに、委員の皆様のご健勝を祈念申し上げ、本日のご挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

○（会長） ありがとうございました。

なお、市長は他の公務の都合上、ここで退席されます。ご了承をお願いいたします。

（市長 退席）

○（会長） それでは、議事に入らせていただきます。

日程第１、議席の指定をいたします。

５番、森田博之委員。

6 番、蜂須賀千雅委員。

7 番、中間建二委員。

8 番、三浦和広委員。

9 番、田中富也委員。

以上でございます。

次に、日程第 2、会議録署名委員を指名いたします。

東大和市都市計画審議会運営規則第 12 条第 2 項の規定により、3 番、乙幡委員をお願いをいたします。

次に、日程第 3、会長職務代理者の指名を行います。

会長職務代理者につきましては、東大和市都市計画審議会条例第 5 条第 3 項の規定により、会長があらかじめ指名することになっております。

これまでの慣例に従い、市議会議員の皆様の中からお願いすることとし、中間建二委員にお引き受けいただきたいと思ひます。

それでは、ここで新たに会長職務代理者にご就任いただく委員からご挨拶をお願いいたします。

○（委員） ただいま会長より職務代理のご指名をいただきました。会長の下で本審議会が円滑に進行されますように努めてまいりますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。大変ありがとうございます。

○（会長） ありがとうございます。

次に、日程第 4、立川都市計画用途地域等の変更（原案）について報告いたします。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

○（下田都市づくり課まちづくり推進担当係長） 都市づくり課まちづくり推進担当係長の下田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。恐縮ですが着座にてご説明をさせていただきます。

それでは、ただいま議題となりました日程第４、立川都市計画用途地域等の変更（原案）についてご説明いたします。

今回の一括変更の対象となる都市計画のうち、東京都決定である区域区分の変更原案については、令和４年度第３回都市計画審議会にて原案どおり承認する旨の答申をいただき、令和５年３月に東京都へ提出いたしました。このたび東大和市決定である用途地域、高度地区、防火地域及び準防火地域、特別用途地区の変更原案を作成しましたので、当審議会にご報告するものです。

お手元の資料１－１、右下にページ番号１と書いてあるページをお開きください。こちらは令和４年度第３回都市計画審議会にてご説明した素案説明会の結果についての資料であります。

東大和市街づくり条例に基づき、令和４年１０月に市民の皆様を対象とした説明会を開催したところ、内容を修正すべき意見はありませんでした。

２ページから１４ページまでは用途地域等の変更原案に関する資料です。原案の内容を簡潔にご説明するため、Ａ３判の総括図や変更箇所図等を用いております。なお、素案の内容から変更はありません。

２ページ、資料１－２、総括図をお開きください。

今回の一括変更の対象となる４か所の位置を示しております。赤丸で囲われた部分が今回の変更箇所です。なお、青い線で囲われた特別工業地区については、位置及び区域の変更はありません。

３ページ、資料１－２、変更箇所図をお開きください。

変更箇所１は、蔵敷公民館北交差点付近、青梅街道沿道です。青梅街道における歩道設置事業により、交差点付近の道路幅員が拡幅されたことに伴い、沿道指定の起点を拡幅前の道路境界から拡幅後の道路境界に変更しようとするものです。

図の中央をご覧ください。赤色でハッチングしている部分が変更対象区域を示しております。

右下の凡例をご覧ください。それぞれの番号に応じた変更内容を示しております。

4 ページをお開きください。

変更箇所 2 は、芋窪五丁目付近、新青梅街道沿道です。新青梅街道、上立野東交差点以西の拡幅事業の進捗に伴い、沿道指定の起点を現況の道路境界から都市計画道路の計画線に変更しようとするものです。

図の中央をご覧ください。赤色のハッチングが変更対象区域であり、右下の凡例に変更内容を示しております。

5 ページをお開きください。

変更箇所 3 は、上北台三丁目、市道第 12 号線沿道です。東大和市道第 12 号線の東側の歩道が拡幅整備されたことなどに伴い、沿道指定の起点を拡幅前の道路境界から拡幅後の道路境界に変更しようとするものです。

図の中央をご覧ください。赤色のハッチングが変更対象区域であり、右下の凡例に変更内容を示しております。

6 ページをお開きください。

変更箇所 4 は、清水一丁目付近、都市計画道路の立 3・4・26 号沿道です。都道 128 号の一部区間において、東京都が都市計画道路の線形に合わせて拡幅整備を行ったことに伴い、沿道指定の起点を拡幅前の道路境界から拡幅後の道路境界に変更しようとするものです。

図の中央をご覧ください。赤色のハッチングが変更対象区域であり、右下の凡例に変更内容を示しております。

7 ページ、資料 1-2、計画書をお開きください。

計画書につきましては変更概要にてご説明いたします。なお、用途地域、高度地区、防火地域及び準防火地域の変更前面積については、面積を再計測した数値であり、現在の計画書上の面積とは異なっております。

9 ページをお開きください。用途地域の変更概要です。

変更概要は変更内容などを一覧にまとめたものです。表にありますとおり、約 0.5 ヘクタールの区域について、地形地物の変更等に伴い、土地利用上の観点から検討した結果、用途地域を変更しようとするものです。

1 2 ページをお開きください。高度地区の変更概要です。

表にありますとおり、約 0.4 ヘクタールの区域について、用途地域の変更に伴い、市街地環境と土地利用の観点から検討した結果、高度地区を変更しようとするものです。

1 3 ページをお開きください。防火地域及び準防火地域の計画書と変更概要です。

右側の変更概要をご覧ください。表にありますとおり、約 0.4 ヘクタールの区域について、用途地域の変更に伴い、都市防災上の観点から検討した結果、防火地域及び準防火地域を変更しようとするものです。

1 4 ページをお開きください。特別工業地区の計画書と変更概要です。

左側の計画書をご覧ください。用途地域の変更に伴い、特別工業地区の面積を変更しようとするものです。

右側の変更概要をご覧ください。面積を再計測した結果、面積を変更しようとするものであり、位置及び区域の変更はありません。

1 5 ページをお開きください。スケジュールになります。

右側の用途地域等（東大和市決定）の列をご覧ください。本日は原案の内容についてご説明をいたしました。今後は原案の公告、縦覧などを経て、都市計画の案の作成などを進めていく予定としています。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○（会長） 説明が終わりました。質疑があれば承ります。

○（委員） ただいまの説明で、用途地域の変更はいいんですが、特別工業地区は変更なしということで、その点についてちょっとお聞きしたいんですが、私が住んでいるところでもあるんですが、桜が丘なんですが、ここは森永乳業の大きい工場がありますから、立野地区のほうは工場地域でいいんですが、桜街道の下の桜が丘地区は工場が一つもなく、十何年そうなんですが、用途地域を特別工業地区、特別というのがなぜ入れているんですか。あるいはこの用途地域を普通の住居地域になぜ変えないのか。個人的には

変えないほうが税金が安くいいんですが、なぜ現状が工業地帯でないのに、住居地域にも数年、何十年か分からないですが、なっているのに変更しない理由をちょっと聞かせてください。特別という名前がなぜついているのか、その辺のところをお聞きしたいんですが。

○（下田都市づくり課まちづくり推進担当係長） お答えいたします。

まず、特別工業地域ということで、特別という名前が出ているということなんですけれども、特別工業地域地区の指定としましては、工業地域上で認められている工場の中で、特に有害なものなどを発生させてしまうものを規制するためにかかっているものであって、どちらかという用途の幅を狭めるような形の地区の指定になっています。

工業地域内で長い間住居になっている地区を住居地域に変更しない理由についてですけれども、工業地域内にあるマンションですが、基本的に工業地域だから建てられるというところもあるんです。工業地域ですと日影の規制がなかったりですとか、高度地区の斜線の制限がなかったりですとかがありまして、それによって建物が建てられるということもありますので、もしこの工業地域から住居系の用途に変更してしまうと、それらの建物が既存不適格という形になりまして、もう建替ができないような建物が何棟かできてしまうということで、そう簡単に変えられるものではありません。

ただ、長い間工場ではなく住居ばかりということで、変更の検討については、都市マスタープランの改定に伴って検討していかなければいけないとは思っているんですが、今回については一括変更ということで、原則、地形地物の変更のみの対象となりますので、特に変更はないという形になっております。

以上です。

○（委員） 承知しました。

その点に関してなんですが、今回の措置は分かりましたけれども、次の用途地域の変更はいつ頃やるんですか。市の意見とは別としましても。そのときやるかやらないかは、別にその辺ははっきりしていませんが、スケジュールはどうなっているんですか。

○（下田都市づくり課まちづくり推進担当係長） 今後の用途地域の変更の予定としましては、現在、都市マスタープランの改定作業をこれから行っていくと

いうところであります。都市マスタープランが改定されましたら、その市街地の実現に向けて用途地域の指定方針及び指定基準の改定等を行いまし、地域全体を見てこの都市マスタープランに沿ったまちづくりを進めるために用途地域の変更を検討していくことになりますので、都市マスタープランの改定が終わってからの検討になるかと思います。

以上です。

○（委員） 承知しました。

○（会長） ほかにありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○（会長） ないようですので、質疑を終了いたします。

次に、日程第5、東大和市公共下水道の変更に関する都市計画手続についてを報告いたします。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

○（高山下水道課公共下水道雨水整備担当係長） 下水道課公共下水道雨水整備担当係長の高山と申します。どうぞよろしくお願いいたします。恐縮ですが着座にてご説明をさせていただきます。

それでは、議題の日程第5、東大和市公共下水道の変更に関する都市計画手続についてご説明いたします。

公共下水道の都市計画の位置づけとして、下水道は都市計画に定めることのできる都市施設の一つであり、市街化区域において都市施設として下水道を定めるものとされております。決定権者は東大和市です。下水道の都市計画決定については、都市施設の種類、名称、位置、区域を定めるもののほか、排水区域を定めるように努めるとされております。

今回、東京都により下水道事業として空堀川上流雨水幹線整備が実施されることを踏まえ、都市計画との整合を図る必要があることから、東大和市公共下水道の雨水について、都市施設である幹線管渠の廃止を行うとともに、排水区及び排水分区の修正を行うことから、今後の都市計画手続について当審議会に報告させていただくものです。

なお、東大和市公共下水道の汚水については内容の変更はありません。

お手元の資料 2 - 1、右下にページ番号 1 と書いてあるページをご覧ください。空堀川上流雨水幹線整備事業についての資料です。

空堀川上流雨水幹線は、東大和市、立川市及び武蔵村山市の三市をまたがる流域下水道雨水幹線として東京都で整備をすることが平成 30 年に決定されています。

三市全体の整備概要については、延長 9.5 キロメートル、排水面積は 427 ヘクタールで計画されています。現在、最初の工区として東大和市の上仲原公園から向原西公園の間、延長約 2 キロメートルの工事を進めています。

2 ページから 5 ページまでは東大和市公共下水道の雨水の変更素案に関する資料です。

公共下水道の都市計画は、総括図、計画図、計画書により表示するものがありますが、今回の資料については、原案の内容を簡潔にご説明するため、A3 判の総括図や計画図等を用いております。

2 ページ、資料 2 - 2、総括図をお開きください。

今回変更対象で廃止する幹線管渠及び修正する排水区界について示しています。

3 ページ、資料 2 - 2、計画図をお開きください。

空堀川上流雨水幹線整備が実施されることを踏まえ、空堀川右岸 3 号雨水幹線及び空堀川右岸 5 号雨水幹線の 2 本の幹線管渠を廃止するものです。あわせて、空堀川上流雨水幹線による排水を行う区域については、空堀川上流雨水幹線の排水分区と整合させる修正を行うものです。

4 ページをお開きください。

新旧の下水道施設を示した図です。図中の黄色の一点鎖線で表示されている 2 本の幹線管渠を廃止するものです。

5 ページをお開きください。

新旧の排水区域を示した図です。図中の赤色の一点鎖線で示している排水区域界を黄色の一点鎖線で示している排水区域界に修正します。これは、空堀川上流雨水幹線による排水を行う区域については、空堀川上流雨水幹線の排水分区と整合させる修正を行うものです。その他の区域についても既存の道路排水管を生かした排水区の修正を行っております。

6 ページ、資料 2－3 をお開きください。スケジュールです。

本日は素案の内容についてご説明いたしました。今後、素案説明会などを経て、都市計画の原案の作成などを進めていく予定としています。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○（会長） 説明が終わりました。質疑があれば承ります。

○（委員） ちょっと私、理解が足りないので、現在の雨水の排出はどういうふうになっているかというのがちょっとよく分からないので、それを教えていただきたいということ。

それから、2 点目としては、宅地の開発とか、農地のときは多分浸透してあって、それで雨水の量はそんなに問題なかったかもしれないんですが、今、開発の状況なんかでいうと、それで雨水が増えているということですよね、多分。何となくでも。その辺のあたりを見極めてさっきのエリアが変わってくるというふうに理解していいのかどうか。

あと、それから、雨の降り方がこういう状況で温暖化で変わってきていて、多分 1 時間、昔は 50 ミリとか 60 ミリとか言っていたんですが、今後はどんな感じで考えて進められるのかというのをちょっと知りたいです。

これが進んでいって、今回変更で決まるとして、そうすると工事が、1 ページのところにありますが、工事を進めていくわけですが、いつ頃になったら安心できるのかなとちょっと思ったりもしまして、そういうこの先、令和 8 年以降の大体どのくらいのところをめどに考えていらっしゃるのかなと、ちょっと教えていただければと。

多分、1 ページのところにあります主な浸水被害頻発箇所とありますが、これがハザードマップなんか載っていると思うんですが、そういうところがかなり心配だからこういうことも進めるんでしょうが、何かその辺が今回進めていくと、いつ頃クリアされるのかなとちょっと思って、教えていただければと思います。

○（高山下水道課公共下水道雨水整備担当係長） 現在の雨水の整備状況、市内については道路排水管として雨水が入っていきまして、公共下水道となっていないので、道路排水管としてなので、雨水の排水能力としては少ない状況です。

○（委員） それは道路の下を通って……。

○（高山下水道課公共下水道雨水整備担当係長） 雨水は通路の排水管を通って、空堀川に排出されています。この図で言うと、今回の2-1の空堀川、図の上のほうにあると思うんですけども、そちらのほうにつながっている状況です。

雨水の降り方なども近年激甚化していますので、それに対応するような雨水の計画で、この東京都で施工する幹線管渠は決定されています。

まず、このピンクで塗られている今回の工事と書いてあるところですけども、現在東京都で着手していきまして、3年後を目標にこの区間については進めている状況です。

この区間ができましたら、まだ空堀川まではつながっていないですが、暫定的な貯留を行う貯留管として、この区間については利用するような計画になっています。

また、今の道路排水管からこの赤く塗られている部分に接続をして、道路排水管の能力を補うような計画でいます。将来的には、北側に高木橋、清水大橋、2か所の排水口があるんですけども、そこまでつながったときにはもう少し能力が上がってくるかと思います。

以上です。

○（委員） そうすると、今は何かどこかで調整しているとかあるんですか。流出するのを。空堀川に負担かけないように。何かその辺の調整をやはり最近はないと、内水氾濫を起こすとかいろいろなことを言って、どこかで貯留するということだとすると、その調整池とか何かという話もやっているところもあるわけですけども、そういうふうなことでバランス取れるような感じで進めたいというような。

○（高山下水道課公共下水道雨水整備担当係長） 今回の工事というところなんですけれども、大雨、ゲリラ豪雨的な降り方をしたときに、この部分を使って貯留をしていきます。そして、晴れたときにポンプで水を揚げて、ポンプアップで既設の雨水排水管を使いまして川のほうに排出します。その後、川の水位が下がっているときに排出するので被害が少なくなる計画であります。

○（会長） ほかにありますか。

○（委員） この計画は初めて聞く話なんです、今回素案ですよ、これ。素案にしてはかなりずさんな計画じゃないのかなと素人目の感じでおるんですが。なぜかという、疑問点なんです、そもそも論なんです、この計画、大規模工事、こんなにやる必要があるのかという点が、そこからの発想なんです、ちょっと金額も事業費とか総工費も出ていないし、既に幹線の2キロの工事が始まっているというので驚いているんですが。それ自身はいいんですけども、こんなに長い工事は無駄な公共事業じゃないのかなというのが率直な疑問です。

なぜか。この浸水被害地域が6か所ありますよね、このアメーバみたいなところが。これは流域河川じゃないから、要するに水たまりや排水のはけが非常に悪くて低い低地なんでしょう。それをこんな大規模な管を泥の下をほじくって、我々の税金、これは都の負担かもしれないが、市の負担は一切ないんですか。やがて負担される、その辺は別としましても、こんなに長い公共事業の計画が必要なのですか。

ということで、なぜかという、玉川上水があるんじゃないですか。玉川上水になぜこの水たまりをすぐ近くのところのトンネルにやれないのかと。もう一つのその辺の素案が必要なのではないでしょうか。

だって、玉川上水が一番高いところにできているんですよ。分水嶺なんだから。その辺、空堀川流域と向こうは多摩川流域でしょう。一番高いところの流域の。一番近いところにたまっている6か所、こっちは野火止用水のすぐ隣でないですか。野火止用水にこの地下トンネル、幹線トンネル、深さ15メートルもあるんでしょう。そんな深いところ、どういう意味でこんな工事やるんですか。

これはいいですよ、水たまりでこの2キロ。これ工事費が幾らか知らない、1メートル当たり1,000万円ぐらいかかるんでしょう。どうなんです

か。総工費も出ていないし。素案に何も金額も出ていないで、既に工事が始まっているんでしょう。ずさんなプランではないでしょうか。

僕は素案としてはちょっと検討事項だなと思って、報告事項なんだろうけれども、原案つくるのに、もう一度プランを差し戻したいくらいです。

玉川上水になぜ持ってこられないのか。それが一番安上がりで一番効果的です。こんな長い道路の下をほじり尽くして、一番遠い空堀川までどうして運ぶことにそんな意味があるんですか。河川があるなら流域だから洪水がある。水たまりじゃないですか。

これハザードマップにあるんですか。あっても1メートルもいかないでしょう。ハザードマップの程度、被害度の想定。すぐ近くにある玉川上水に流せば幾らでもいいじゃないですか。50年に一遍か100年に一遍ぐらいなんだろう。何か公共事業をやるためにお金使って無駄なこと。国から査察が入ったら大変なんじゃないですか、これ。ちょっと議会でも問題にできないですか、これ。率直な素人目で驚いているんですが。議会あるいは市で、市の当局は都の計画でしょうけれども、ちょっと白紙にできないのですか。

ということで、このプラン自体がちょっと納得できないから、玉川上水に流すべきだと。そのほうが安上がりだし、工事費の、このトンネル自体を造るのは今2キロ。ちょうどこのこの区間を野火止用水のところだからちょうどいいですよ。隣の野火止用水にちょっと20メートル掘るんだったら、ずっとポンプで流して、水質検査の装置を置けばもう簡単じゃないですか。令和7年度に完成して、これだったら喜ばれるんじゃないですか。この3か所、野火止用水のほうの東大和市の駅のほうも。

なぜそんな単純な考えができなくて、こんな分厚い資料で空堀川上流雨水で、川もないのに雨水もなにもないじゃないですか。近くに玉川上水の川があるじゃないですか。一番高い、しかも分水嶺ですよ、これは。そんな理由、なぜできない。素人の考えで誰だって考えるんじゃないですか、この件。土木工事、どういう現況で思っているんですか。ちょっとその辺のことで差し戻したいですね。

以上です。

○（高山下水道課公共下水道雨水整備担当係長）　今回、立川市、武蔵村山市、東大和市の三市、この図の特に南側の地域は、地形的に低いので、南側の部分

の水を空堀川に持ってこれないと玉川上水の周辺の浸水は多い状況のままとなります。こちらの地域を東京都でこの空堀川上流雨水幹線の整備をすることによって、今まで市で都市計画上定めていた雨水幹線は、2路線あったが、そちらが必要なくなった。そのことについての素案の説明になります。

○（委員） 分かりました。

そういう根拠はあるんですが、それはへ理屈なんでしょうね。東京都の事業でしょう。市に負担させないんですか、将来も。その辺もあるし、都の整備でこれ都の事業でしょう。その辺をちょっと説明してください。市じゃ対応できないでしょう。

○（畠山下水道課長） 下水道課長の畠山です。

一つ、玉川上水に流せないかということで一つありましたが……

○（委員） そうそう。さっき言った。ここだけ低いと今おっしゃったでしょう。単純な考えがなぜできないのかと。安上がりで。

○（畠山下水道課長） 玉川上水は上水道になりますので、雨水排水としての下水を流すことができないという制限がございます。

○（委員） だから水質検査してやればいいのかと僕は発言しているじゃないですか。みんな水質検査して流すんでしょう。だって、玉川上水の向こうの昭島の向こうは多摩川から入れて水質検査やっているんです、現実に。それ知らないのですか。昭島市で聞いてみたらどうですか。多摩川の水を浄水場でやって、玉川上水に、拝島の駅のあの近辺から流しているんです。その辺を知らないんじゃない行政できないじゃないですか。玉川上水を勉強してください。答えになっていないです。ちょっと再検討かな、どうなんですか。たまたま素案だからいいけれども。原案をつくるのに。ちょっと検討して、ちょうどいい機会です。

こんな無駄な工事、我々税金を払っているんだから、皆さんだって素朴な考えをしてちょっと再検討してくださいよ。議会でもお願いしますよ。

○（会長） ほかにありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○（畠山下水道課長） 申し訳ありません。

今回の計画につきましては、東大和市の総合計画の中で第3次基本計画からずっと懸案事項になっております。そして、今回第5次基本計画が策定されたわけなんですけれども、その中の市民からの声というところで一番大きなものが、今回の雨水の整備計画について進めてくださいということになっております。

これが今回の策定された東大和市の総合計画、輝きプランなんですが、この中の190ページです。市民の意見、市民参加というところで寄せられた意見の中で、最重要課題として下水道課で取り組むべきものとして、優先的に取り組むべき事項、最も回答者が多かった事項として公共下水道の雨水施設の整備ということが挙げられております。これまで東京都にお願いしてきた計画、それと併せて、不要になる今回市で計画していた2路線を廃止するという事で今現在進めているものでございます。

以上であります。

○（会長） ほかにありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○（会長） ないようですので、質疑を終了いたします。

以上をもちまして、本日の議事は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和5年度第1回東大和市都市計画審議会を閉会いたします。